

## 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

	昭和39年	6月15日	
			水防組合条例第10号
改正	昭和43年	3月1日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和45年	3月28日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和47年	9月5日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和51年	3月1日	
			水防組合条例第2号
改正	昭和52年	2月28日	
			水防組合条例第1号
改正	昭和55年	2月27日	
			水防組合条例第1号
改正	昭和55年	11月29日	
			水防組合条例第7号
改正	平成2年	8月17日	
			水防組合条例第2号
改正	平成3年	8月2日	
			水防組合条例第1号
改正	平成20年	10月10日	
			水防組合条例第1号
改正	平成22年	2月17日	
			水防組合条例第3号

### (報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の報酬は、次のとおりとする。

議長	年額	28,000円
副議長	年額	22,000円
議員	年額	18,000円

第2条 議長及び副議長にはその選挙された当月分から、議員にはその職についての当月分から、それぞれ報酬を支給する。

第3条 議長及び副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散

によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 議長及び副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定める者のほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(規則への委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この条例は、平成2年8月21日から施行する。

附 則

この条例は、平成3年8月2日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表 1

区 分		日額又は年額の別	金 額
監 査 委 員	知識経験委員	年 額	15,000円
	議員選出委員	年 額	12,000円
水防協議会	協議会委員	日 額	2,600円
消 防 団	団 長	日 額	2,600円

別表 2

鉄道賃	船賃及び 航空賃	車 賃 (1 軒につき)	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
実 費	実 費	37 円	2,600 円	15,000 円	14,000 円	2,600 円

## 備 考

宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費支給規定（昭和 25 年大蔵令 45 号）  
第 11 条及び第 12 条で定められている地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。